

平素より、弊社サービスをご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

2020年12月1日に「聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が施行され、2021年7月より「電話リレーサービス制度」が開始されます。それに伴い、対象電話サービスにご加入のお客様に対し、7月ご利用分から「電話リレーサービス料」をご請求させていただく運びとなりました。

お客様におかれましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

■電話リレーサービスについて

電話リレーサービスとは、聴覚障がい者、難聴者、発話困難者と、きこえる人（聴覚障がい者等以外の人）との会話を通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。

詳しくは下記よりご確認ください。

一般財団法人日本財団電話リレーサービス <https://nftsr.or.jp/>

■電話リレーサービス制度について

「電話リレーサービス制度」とは、電話リレーサービス（聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介するサービス）を提供するために必要な費用を電話会社全体で応分に負担する制度です。

詳しくは下記よりご確認ください。

一般社団法人電気通信事業者協会 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/

■電話リレーサービス料

2021年度の利用月及び請求額は以下の通りとなります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
-	-	-	1.1円	1.1円	1.1円	1.1円	1.1円	1.1円	1.1円	0円	0円	7.7円

※1 電話番号あたりの税込価格となります。

※1 電話番号あたりの負担額は、電話リレーサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会によって、1年に1回料金の見直しが行われるため、その内容に応じてお客様にお支払いいただく料金に変更される場合があります。

■対象サービス

- ・ケーブルプラス電話
- ・ひかり de トーク S
- ・ひかり de トーク F
- ・あいチャンモバイル by LIBMO